

まん延防止等措置に伴う施設の利用中止対応について

対 応

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由とするキャンセルについては、利用開始前までにキャンセルの申し出があれば、受け付けが可能です。併せて還付が生じる場合には、全額還付いたします。

対 応 期 間

4/20 (火) ~5/11 (火)